兵庫県立赤穂海浜公園 段階投資型長期指定管理事業

《管理水準書》

令和6年6月(更新版)

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所 兵庫県まちづくり部公園緑地課

目次

公園	の概要	. 1
I	管理方針	. 2
1.	「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」の遵守	. 3
2.	「赤穂海浜公園リノベーション計画」	. 4
3.	「県立都市公園のあり方検討会」	. 4
4.	「赤穂海浜公園リノベーション実施計画」	. 4
5.	維持管理方針	. 5
6.	運営管理方針	. 5
п	指定管理事業	. 6
п —	1 維持管理	. 7
1.	植物管理	. 7
2.	施設管理	10
3.	占用施設の取扱い	13
4.	清掃	14
5.	人工湖の水質・水位管理	15
п —	2 運営管理	17
1.	管理体制	17
2.	安全巡視	17
3.	利用の指導	17
4.	利用料金等の徴収	18
5.	利用の許可	18
6.	利用の増進及び住民参画の取組	19
7.	広報活動	20
8.	施設命名権導入に伴う対応業務	20
9.	広告誘致に伴う対応業務	20
1	O . 運動施設の特別利用	20
1	1. 園内の他の管理者との連携・協力について	20
п —	3 緊急時の対応	21
1.	災害・事故への対応	21
2.	警備	22
3.	損害保険への加入	22

Ш ;	舌性化事業(収益事業)	24
ш—	1 事業概要	25
1.	活性化事業(収益事業)の定義及び趣旨	25
2.	指定管理事業との関係性	25
ш— :	2 事業内容及び実施条件等	25
1.	施設整備(公園施設の設置)を伴う収益事業	26
2.	既存施設の機能向上のための収益事業	28
3.	ソフト事業	28
4.	魅力アップ事業(収益金の還元)	29
III - 3	3 収益事業への段階的投資の考え方	31
ш — 4	4 留意事項	31
1.	責任の所在	31
2.	使用料の納付	31
3.	処分制限対象施設の扱い	31
4.	県民意見の聴取及び周知等	32
5.	実施計画書の承認	32
IV -	その他	33
IV -	1 各種計画の立案	34
1.	赤穂海浜公園段階投資型長期指定管理事業計画の立案	34
2.	各期計画の立案	34
3.	実施計画の立案	34
4.	各種計画の構成	35
IV-:	2 事業の評価及び県への報告	36
1.	モニタリング計画の策定	36
2.	県への報告	37
3.	指定管理者への罰則	38
4.	モニタリング結果のフィードバックの仕組み	38
5.	その他の報告	39
IV – :	3 県への損害賠償	39
w-	4 法令等の遵守	39

赤穂海浜公園 管理水準書

公園の概要

公園名:赤穂海浜公園 (広域公園)

所在地:赤穂市御崎 1857 - 5

面 積:71.7 ha (うちオートキャンプ場 8.2 ha)

概 要:赤穂海浜公園は"赤穂義士と塩の町"で知られる赤穂市南部の塩田跡地を整備した 広域公園である。園内にはテニスコートや大型木製遊具等のスポーツ・レクリエー ション施設、遊園地のわくわくランド、塩づくり体験ができる塩の国のほか、県内 では最大級のオートキャンプ場等、ユニークな施設がそろっており、家族連れ等の スポーツ・レクリエーションの場として活用されている。

主要施設:資料集 (P.1) 参照

利用状況や利用者傾向:資料集(P.59)参照。

I 管理方針

1. 「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」の遵守

県は、平成28年6月に策定した「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画(ひょうごパークマネジメントプラン)」に基づき、県立都市公園の整備及び管理運営を行うこととしている。

指定管理者は、この基本計画を踏まえた都市公園の管理運営を行うこと。

※「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画(ひょうごパークマネジメントプラン)」 は県のホームページを参照すること。

HPアドレス: https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks24/parkplan.html

I 活力あふれる地域づくりに資する公園

- ①地域の活性化をもたらす公園づくり
- ②地域文化の保全・継承、新たな芸術文化を創造する公園づくり
- ③元気で健康的な生活に資する公園づくり

Ⅱ 子育てに資する公園

- ④子育て世代を支援する公園づくり
- ⑤子どもを育む公園づくり
- ⑥3世代が楽しめる公園づくり

Ⅲ 環境との共生に資する公園

- ⑦自然環境等を守り・生かす公園づくり
- ⑧環境との共生を学ぶ場としての利活用

Ⅳ 安全安心な地域づくりに資する公園

- ⑨安全な暮らしを支える防災拠点としての利活用
- ⑩安心地域づくりに役立つ公園づくり
- ⑪誰もが楽しく安心して利用できる公園づくり

V 持続可能なパークマネジメントの推進

- ⑩効率的な老朽化対策の計画的な推進
- (3)社会変化を踏まえたリノベーション等の推進
- ⑭施設間連携、民間活力等の連携による効率的・効果的な事業推進
- ⑮より良いサービスを提供する管理運営体制等の工夫
- ⑥県民の参画と協働の活動を推進する仕組みの工夫
- ⑪効果的な広報の推進
- 18公園づくりの評価等の推進

2. 「赤穂海浜公園リノベーション計画」

指定管理者は、「兵庫県立赤穂海浜公園リノベーション計画」(R5.7 改定)を踏まえた整備・管理運営を行うこと。

HPアドレス:

https://web.pref.hyogo.lg.jp/whk12/documents/akoukaihinnkouennrinobesyonnkeikaku.pdf

※「兵庫県立赤穂海浜公園リノベーション計画」(R5.7 策定)は、「赤穂海浜公園魅力アップ計画」(H31.6)と「兵庫県立都市公園リノベーション計画」(R3.3)を統合したものである。

基本方針1 子供を育み、3世代が楽しめる公園づくり

- ・子供たちの野外活動や学びの拠点となる公園
- ・世代を超えた交流を促すイベントや遊びの場

基本方針2 公園資源を活かし、地域の活性化をもたらす公園づくり

- ・赤穂市と連携、「塩」の観光地として全国に発信
- ・広域的な集客や地域の賑わい創出に寄与する公園

基本方針3 多様な主体の参画と協働で進める公園づくり

- ・関心を持っていただくための的確な情報発信
- ・公園に関心を持つ方々との連携の仕組みづくり

3. 「県立都市公園のあり方検討会」

令和4年度に上記部会を開催し、自然環境保全のあり方や園内の樹木伐採等を実施する際のルール、公園の活性化の方策や施設整備改修の際のルールを定めた。また、「県立都市公園のあり方検討会」提言を踏まえて、公園の整備・管理運営を進めることとしている。指定管理者は、これらの方針やルールに則り、業務を実施すること。

県立都市公園のあり方検討会HP: https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks24/04arikata.html 赤穂海浜公園部会HP: https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks24/04arikata_ako.html

4. 「赤穂海浜公園リノベーション実施計画」

令和5年度に、公園の南側に立地する海浜地との一帯利用に向けた再整備計画や、樹木管理計画、塩性湿地の整備計画案等を策定している。指定管理者は本計画を踏まえ、整合性のある新規施設整備や、上記計画に則り維持管理運営を行うこと。

HPアドレス: https://web.pref.hyogo.lg.jp/whk12/kouwan.html

5. 維持管理方針

本公園は、地域の自然環境や赤穂の歴史的背景を生かしながら、遥か海上に家島群島や小豆島を望む瀬戸内海に面した塩田跡地に開設された、広域公園である。

西播磨地区のスポーツ・レクリエーション需要を担い、近隣の生活環境に潤いと安らぎを与える公園として県民に広く利用されている。

テニスコートや大型木製遊具、オートキャンプ場等多種多様な施設が整備されており、子どもから大人まで楽しめる施設を有していることから、あらゆる利用者が快適かつ安全に利用できるように、施設や設備は常に清潔に保ち、また機能を正常に保持するために、適正な管理と保守点検を行うこと。

6. 運営管理方針

利用者の満足度を高め、期待に応えるため、常に利用者の声に耳を傾け、反映できるものは積極的に取り入れ、全ての利用者に対して平等かつ公正な態度で運営を行うこと。

本公園は、県及び赤穂市の地域防災計画において、広域防災拠点に位置付けられ、 県の地域防災計画において物資集配及び集結・宿泊基地としての役割を担うとともに、 赤穂市地域防災計画において、臨時ヘリポートとして指定されている。この役割を認 識し、運営管理と組み合わせた取組を推進し、災害時の利用者の安全の確保等、防災 対策にも十分に配慮すること。

合わせて、赤湖・白湖の汽水湖や塩性湿地、県民の森の樹林地等公園の環境特性を 活かした利活用に重点的に取り組むこと。

また、本公園では令和2年度より公園を活用したイベントやグループ活動を募集しており、これまでも様々なプログラムを実施してきた。令和5年度は地元の学生が講師となり幼児向けのプレーパークを実施する等県民の参画と協働のもと、活動を行っている。

令和元年度からは管理運営協議会を立ち上げ、学識者、地域団体、指定管理者や行 政機関で、利用促進方策、運営管理等について協議を行っている。令和5年度にはプ ラットフォーム「うみの会議」を開催し、県民との更なる協働を図っている。

これらの取組を踏まえ、さらなる参画と協働による公園運営を推進する運営計画の提案・実現を期待する。

兵庫県地域防災計画:

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk37/hyougokenchiikibousaikeikaku.html 市地域防災計画:

https://www.city.ako.lg.jp/koushitsu/kikikanri/bousaikeikaku_kaite_201503.html

Ⅱ 指定管理事業

Ⅱ-1 維持管理

以下、管理頻度等については標準値を示す。

1. 植物管理

第1節 樹木管理

公園利用者の安全と快適性の確保や周辺交通への安全確保、隣接地への影響を考慮 して、剪定、支障枝・枯損木の処理、害虫防除等の適切な管理を行う。

また、リノベーション実施計画の樹木管理方針や県立都市公園のあり方検討会赤穂 海浜公園部会で決定した伐採ルール(資料集「樹木伐採に係るルール」(P. 26))に基づ き、適切な情報発信を行う。

1.1 管理対象範囲

公園全体の樹木を対象とし、資料集「樹木管理図」(P.11)及び「樹木総括表」 (P.12)を参照すること。

1.2 高木剪定

自然樹形を活かすことを基本とし、樹木の健全な生育、園内景観の形成及び利用者の安全確保を目的として行う。

適用範囲:資料集「樹木管理図」(P.11) に示す高木の範囲

頻 度:適宜

留意事項:

- ①園路・広場等の樹木管理については、樹木の日常点検を行い、倒木、枝折れ等を未然に防ぎ、公園利用者の安全を確保すること。特にワシントンヤシ等の特殊樹木の管理については、落葉による利用者への危害等の可能性があるため、適切に管理すること。
- ②道路等、周辺交通に対して影響のある樹木については、日常点検を行い、道 路構造令等に示される建築限界等を侵さないよう剪定等の管理を行うこと。 また周辺道路管理者等から要請があった場合は速やかに対応すること。
- ③青空広場は兵庫県地域防災計画においてヘリコプター臨時離着陸場適地に指 定されているため、ヘリコプターの離着陸に影響がないよう管理すること。
- ④上記①~②の剪定に関しては、樹形を損なうような強剪定を行うことなく、 公園樹木としての美観・樹形に配慮した、適切な剪定を行うこと。
- ⑤剪定枝は、チップ化利用等適切に処分すること。

1.3 低木剪定

低木の植樹目的に応じ適切に管理を実施する。花木は、園内景観の形成において重要であり樹種に応じた適切な剪定を行う。生垣については、その設置目的に応じて剪定を行う。また、利用者の安全確保の観点からの管理を行うこと。

適用範囲:資料集「樹木管理図」(P.11) に示す低木の範囲

寄植えエリア 30,000 ㎡生垣エリア 3,800 m

頻 度:適宜

留意事項:

- ①樹木の特性に応じた適切な管理を行う。特に花木類を刈込む場合は、花芽の 分化時期と着生位置に注意すること。また、園路沿い等、園内景観の形成に おいて、重要な部分については特に留意する。
- ②機械刈りを行う場合は、必要に応じて刈込み後に刈込みバサミ等により切返 し剪定を行い、樹冠を整えるとともに鋭角的な切り口を残さない等剪定後の 安全に配慮すること。
- ③刈取った枝葉は、チップ化利用等適切に処分すること。

1.4 施 肥

育成に必要な養分の補給となる元肥、樹木の生長に必要な養分を施すほか、開 花後の樹勢回復のため、必要があれば適宜追肥を施すこと。

適用範囲:資料集「樹木管理図」(P.11) に示す高木、低木の範囲 (花木を中心に高木 300 本、低木 3,000 ㎡)

頻 度:適宜

留意事項:

①樹木の特性、生育状況に応じ、適切な方法、時期、肥料の種類により施肥を 行うこと。

1.5 病虫害防除

日常巡視において、病虫害の早期発見に努め、薬剤の使用は極力控える。病虫 害の発生場所、発生規模によりスポット的な散布等により早急に対応する。

また、クビアカツヤカミキリやマツノザイセンチュウにより被害の発生を確認 した場合は、県と協議のうえ、必要な措置を講じること。

適用範囲:資料集「樹木管理図」(P.11) に示す高木、低木の範囲

頻 度:発生状況により適官行う。

留意事項:

- ①薬剤の使用に関しては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカーで定められている使用安全基準、使用方法を遵守すること。
- ②薬剤の種類は病虫害の種類・状況に応じて決定すること。
- ③事前に来園者及び周辺等にあらかじめ広報を行うこと。作業は来園者の少ない時間帯に行い、作業に際しては看板や張り紙等を設置し来園者に注意を喚起する。
- ④散布に際しては、対象植物以外のものにかからないよう十分注意して行う。

1.6 枯損木・支障枝処理

処理作業に当たっては、周辺樹木、施設、工作物等を損傷しないよう、また利用者の安全確保も十分考慮し注意深く行う。またクビアカツヤカミキリやマツノザイセンチュウの被害を受けた伐採木の処理については、県と協議のうえ、適正に処理すること。実生木については、除去等により支障木とならないように管理すること。

1.7 園内の樹林管理

指定管理者は、リノベーション実施計画の樹林管理方針に基づき、計画的に間伐や中木の撤去等を行い、見通しのきく開放的な樹林景観の育成や既存樹林内の林床が活用できる空間づくりを推進すること。なお、実施に当たっては、あり方検討会のルールに基づき、計画段階から利用者の声を反映するとともに、利用者との協働により実施することを期待する。

1.8 バックヤード・バッファー地

指定管理事業で発生した植物残渣の処理や県による施設改修工事時の資材置き場のために、4,000 ㎡程度のバックヤード兼バッファー地を確保し、整備内容を提案すること。立地は、東側ゲートへの動線確保を踏まえ提案必須エリア内(資料集 P.38)を基本とし、資料集 P.42 で示す他の候補地の分散提案も可とする。場所、整備内容は、提案内容を踏まえ、県と協議のうえ、決定する。県と指定管理者の整備における役割分担は以下のとおり。

県 : 基盤整備(土間コン 仕切り壁 周辺のフェンス・生け垣)

指定管理者:植物残渣リサイクル等に必要な機械設備等

なお、バッファー地は、施設改修工事の実施の際に施行事業者が占用申請により使用すること想定している。資材置き場等として使用しない平常時は指定管理者による管理を行うこと。

第2節 芝生管理

各芝生地の利用状況、設置目的、利用特性に応じた適切な管理を行い、利用者が快適 に過ごせる空間を維持する。

適用範囲:面積 157,600 ㎡(資料集「芝地草地管理図」(P.14)参照)

頻 度:芝生地の利用状況、生育状況を勘案し、適切な景観保全や利用者の

快適な利用ができるよう、適正に管理を行うこと。

留意事項:

- ①芝刈り作業を行う際は、十分に安全確保を行うこと。
- ②樹木の根際、柵類の周辺等機械刈りに適さない箇所は、適宜手刈りとする。

- ③施肥については肥料やけを起こさぬよう配慮すること。
- ④芝カス、エアレーションコア等は快適な公園利用に支障を及ぼさないよう適切な処理を行う。
- ⑤目土は、植物片、ガレキ等の混入が無いものを使用する。必要に応じてふる い掛けした目土用土を使用すること。

第3節 草花管理

季節感のある公園の演出のため花壇の造成や管理を適切に行うこと。なお、現状の花壇・フラワーポットの範囲は(資料集「芝地草地管理図」(P.14)の通りであるが、指定管理者の創意工夫により花壇の位置や形状等の変更をすることは可能である。また、公園利用者や地域住民が公園の管理に参画できる機会の創出等の視点も考慮すること。

第4節 草地管理

景観的配慮、利用状況を踏まえ快適な公園環境を維持すべく、適切に草地管理を行う。 適用範囲:面積:18,000 m²(資料集「芝地草地管理図」(P.14)に示す草地等の 範囲)

頻 度:適宜

留意事項:

- ①植物、施設等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込むとともに、植込地、構造物周辺等については、必要に応じて人力抜根除草により対応すること。
- ②植物、施設等の周辺も刈残しのないよう仕上げる。また、それらにからんでいるツル性雑草も除去する。
- ③刈草、刈跡は快適な公園利用に支障を及ぼさないよう適切な処理を行う。

2. 施設管理

公園施設については、利用者が安心して快適かつ楽しく公園を利用できるように良好な状態を維持すること。

このため、以下に示す施設毎に、主として目視による日常点検に加え、法定点検及び施設の性能維持を目的とした定期点検を実施する。

実施に当たっては「公園施設の点検表」を指定管理者において作成し、管理を行う とともに、点検結果や修繕履歴の整理、記録保存を行うこと。

第1節 日常点検

職員等が日常的に行う点検であり、主として、目視・触診、必要に応じて打診・聴診等を行い、施設の変状や異常の有無を調べること。

対象範囲:公園全域の施設を対象とし、公園台帳を参照すること

- ① 建築物(資料集「建築物一覧表」(P.3)に示すもの)
- ② 樹木 (中高木)
- ③ 工作物(休憩所(あずまや等)、ベンチ、柵類、流れ、噴水、遊 具等)
- ④ 雨水排水、汚水排水設備
- ⑤ ガス、給水設備
- ⑥ 電気・機械設備
- ⑦ 消防設備
- ⑧ その他、公園台帳に記載のある施設・設備

頻 度:1回/日(遊具は少なくとも1週間毎に打診・聴診等の点検も併せて 行うこと)

留意事項:

- ①遊具については、「遊具の安全に関する規準(JPFA-SP-S:2014)」(一般社団法 人日本公園施設業協会)に準じて行うこと。
- ②樹木については、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)」(平成29年9月、国土交通省)に準じて行うこと。また、来園者の利用が多い箇所(園路沿い、遊具周辺等)を中心に、巡視による倒伏、落枝等の点検を行うこと。
- ③ガス漏れ等の異常を発見したときは、直ちにガス供給者に連絡し適切な処置 を行うこと。
- ④点検の範囲や頻度に応じた点検表に基づき点検を実施すること。
- ⑤点検により異常が発見された場合は、すみやかに必要な修繕等の措置を講ずるとともに、措置を講ずるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

第2節 定期点検

専門技術を有する者が目視・触診や打診・聴診により、又は用具・測定器具を使用し、 施設の作動、損耗状況、変形等の異常について調べ、劣化判定及び診断をおこなうこと。

対象範囲:

- ① 建築物(資料集「建築物一覧表」(P.3)に示すもの)
- ② 樹木(中高木)
- ③ 工作物(休憩所(あずまや等)、ベンチ、柵類、流れ、噴水、遊具等)
- ④ 雨水排水、汚水排水設備
- ⑤ ガス、給水
- ⑥ 電気・機械設備
- ⑦ 消防設備
- ⑧ その他、公園台帳に記載のある施設・設備

類 度:2回/年(ただし、樹木、雨水排水設備、給水設備は、1回/年) 留意事項:

- ①遊具については、「遊具の安全に関する規準(JPFA-SP-S:2014)」(一般社団法人日本公園施設業協会)に準じて行うこと。また、点検結果及び点検により使用不可と判定された遊具の対応状況について、県へ報告すること。
- ②樹木については、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)」(平成29年9月、国土交通省)に準じて行うこと。
- ③点検の範囲や頻度に応じた点検表に基づき点検を実施すること。
- ④点検により異常が発見された場合は、すみやかに必要な修繕等の措置を講ずるとともに、措置を講ずるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

第3節 法定点検

法令等に基づき、義務づけられている定期的な検査等

対象法令:

- ① 建築基準法
- ② 電気事業法
- ③ 消防法
- ④ 水道法
- ⑤ 労働安全衛生法
- ⑥ ボイラー及び圧力容器安全規則
- ⑦ 建築物の衛生的環境の確保に関する法律
- ⑧ その他上記に記載の無い各法令

頻 度:各法令等に基づく頻度

留意事項:

- ①電気事業法第 43 条第 1 項に定める指定管理者が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を有資格者により実施すること。
- ②低圧電路の絶縁状態について、専門業者等による監視を行うこと。
- ③点検により異常が発見された場合は、すみやかに必要な修繕等の措置を講ずるとともに、措置を講ずるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

第4節 有料施設管理

4.1 テニスコート

コート仕様:砂入り人工芝 16面

(1) 日常点検

頻 度:1回/日

(2) コート整備

頻 度:利用状況、天候等に応じて適宜

整備内容:

① ゴミ、落葉の除去

- ② 水溜りの除去
- ③ コート表面の凹凸の地均し
- ④ 備品の管理
- (3) コート施設修繕

「第5節施設修繕」に準じて実施すること。

4.2 駐車場

駐車場台数:

・東駐車場:普通車 512 台、大型車 16 台
・西駐車場:普通車 369 台、大型車 22 台
・北駐車場:普通車 293 台、大型車 5 台

(1) 管理業務

頻 度:1回/開場日

管理内容:

- ①普通車の入場誘導、大型バス誘導・集金
- ②精算機及び場内トラブル等対応
- ③場内巡回(車上荒らし監視、トイレ等付帯施設の異常有無確認等)
- ④売上金精算、場内清掃
- ⑤消灯

第5節 施設修繕

施設の破損等の異常を発見したときは、日常的な維持管理に必要な修繕^{*1}を指定管理者が速やかに行う。大規模な修繕・改修^{*2}が発生した場合は、指定管理者は応急処置により速やかに安全を確保したのち、県と協議のうえ修繕工事費負担区分を決定する。施設の耐用年数及び補修サイクルを補修の目安とする。

※1:日常的な維持管理に必要な修繕とは、「施設又は設備の劣化若しくは損傷分部 又は機器の性能若しくは機能を実質上支障のない状態まで回復させることと し、消耗品の交換を含むもの」をいい、いわゆる小規模修繕のこと。

※2:大規模修繕・改修とは、日常的な維持管理の範囲を超える修繕とする。

3. 占用施設の取扱い

占用施設は占用者が管理を行うこととし、県に確認のうえ、施設の管理区分を把握すること。占用施設の異常等を発見した時は、公園利用者の安全を確保すると共に、 占用者及び県に連絡する。

4. 清掃

第1節 建築物等清掃

1.1 建築物清掃

頻 度:適宜

内 容:利用者に不快感を与えないよう施設環境を良好に保つため、壁、床、 ドア等の日常清掃及びワックスがけ、窓拭き等必要な定期清掃を行う。

1.2 便所清掃

頻 度:適宜

内 容:利用者に不快感を与えないよう汚物の処理、洗剤を使っての便器、手 洗い、壁、床、ドア等の清掃及びトイレットペーパー、消毒液、脱臭 剤等の補充を行う。また定期的に施設の消毒を実施する。

1.3 工作物清掃

頻 度:利用状況に応じて適宜

方 法:工作物周辺の掃き掃除及び周辺のゴミ拾いを実施し、必要に応じてベンチ等の拭き掃除を行う。またパーゴラや照明器具周辺のくもの巣除去等の作業も適宜実施し工作物の良好な状態を維持する。

第2節 園内清掃

2.1 園内清掃

適用範囲:公園全域(資料集「清掃区域図」(P.15)参照)

テニスコート	11, 400 m²	園路	149, 300 m ²	広 場	110, 700 m²
建物	12, 300 m²	護岸	5, 600 m ²	多目的グランド	1,900 m ²
砂地	9, 900 m²	水域	103, 400 m ²	その他園地	238, 510 m²
駐車場・駐輪場	41, 577 m ²				

頻 度:利用状況、天候等に応じて適宜

方法:

① 園内清掃

- ・園内の紙屑、空カン、ビン、落葉、枯枝等の不要物を収集、所定箇所へ運搬して分類を行う。
- ・清掃及びゴミの集積頻度は利用状況に応じ、利用者に不快感を与えないよ うに常にきれいな状態を維持できるよう設定すること。
- ・県の指導がある場合は、これに従うこと。
- ・なお、このうち落葉等の有機物については、樹木等の根元に集め、植栽地 の表土保護として利用すること。

② ゴミ処分

・ゴミの運搬回数は、ゴミの量に応じて適切に行うこと。

・ゴミの処理については関連法令等を遵守し、事業所一般廃棄物として処分すること。

2.2 水景施設等清掃

適用範囲:流れ(440 m²)

噴水 (200 m²)

人工湖の取水・排水口

頻 度:適宜

方 法:

- ① 噴水
 - ・作業前日に、各部の排水を行い、汚れのひどい箇所等の点検を行う。
 - ・作業日は、落葉・石積の苔等を取り除いた後、汚れのひどい箇所について は、下洗いを行った後、丁寧に清掃する。
 - ・各ポンプ類の目詰まり、ピット内壁面及び配管類等に付着している浮遊物 等も丁寧に洗浄清掃する。
- ② 人工湖の取水・排水口
 - ・海水の流れを妨げないように、除草は人海で、除砂は機械により実施する。

2.3 人工湖の藻回収清掃

適用範囲:人工湖(10,000 m²)

頻 度:藻の発生状況に応じて適宜

方 法:発生した藻を回収、処理する。

2.4 雨水排水施設清掃

適用範囲:排水施設(開渠側溝、排水会所)

頻 度:利用状況、天候・季節(特に梅雨前、台風時期、落葉期等)に応じて

適宜

方 法:排水に支障が無いよう、ゴミや落ち葉を適宜除去し、必要に応じて泥

上げ等の作業を行う。

5. 人工湖の水質・水位管理

5.1 日常の水質調査

毎日、一定の時刻と場所で水質調査を行い、水質が悪化してくると湖水の入れ 換えを促進する。

5.2 定期的な水質検査

(1) 水質日常検査(DO調査)

頻 度:1回/日 (2箇所、ただし閑散期除く)

(2) 検層調査(計器計測)

調査箇所:12箇所

頻 度:19回/年

計測項目:水温、溶存酸素 (DO)、塩分濃度

(3) 採水及び水質分析

採水箇所:2箇所

頻 度:19回/年

分析項目:水素イオン濃度 (pH)、化学的酸素要求量 (CCD)、総窒素 (T-N)、

総リン (T-P)

5.3 日常の水位・水質管理

毎日、一定の時刻と場所で水位調査を行い、常時適切な水位を確保する。

なお、水位調整には、開園以来、公園内の人工湖水位を外海潮位の干満を利用して行っている。現在は、千種川左岸樋門の千種側ゲートより取水し、人工湖ゲートより排水することで園内人工湖の水位を管理している。合わせて、水の停滞による水質悪化・藻の繁茂を防ぐため、水質によりポンプによる強制排水を行い、水質を保全すること。

樋門の操作については、「赤穂海浜公園 人工湖ゲート監視盤 操作説明書(平成 15 年 3 月 28 日)」を参考に、指定管理者間で運用に関する引継を十分行うこと。

また、ポンプによる強制排水を実施する際には、トラブル等が発生しないよう に充分留意すること。

Ⅱ-2 運営管理

1. 管理体制

毎事業年度開始前に作成する実施計画書で定める開園日・時間中は、緊急時等の連絡 調整に必要な人員として最低1名を管理事務所に待機させ、常時連絡がとれる体制に しておくこと。合わせて、閉園日、時間においても不測の事態に対応ができるように緊 急連絡員を県に提出すること。

2. 安全巡視

2.1 パトロール

適用範囲:公園全域

方 法:

- ①安全で快適な公園利用ができるように、日常及び定期的に巡視を行い、異常 箇所が発見された場合は、速やかに補修や改修を行うとともに、補修等が完 了するまでの間においても、確実な事故防止対策を講じること。
- ②適切に公園が利用されているか、又は他の利用者の利用を妨げたり、著しい 迷惑となる行為が行われていないか等に注意してパトロールを行う。
- ③イベント等開催時や駐車場の混雑時には、必要に応じて警備を行う等、安全 確保に十分配慮すること。

2.2 救護

園内において人身事故、事件が発生した時は、指定管理者は現地に急行し事故者の保護に努め、事故・事件関係者の把握に努める。救護の必要があれば応急手当、消防・警察への通報、病院への搬送等、適切な措置をとるとともに、県に報告すること。

また、病院、消防署、警察署、県との緊急時連絡体制を整えなければならない。 AED は現在、管理事務所に3ヶ所(管理事務所、わくわくランドサービスセンター、オートキャンプ場センターハウス)にリース契約により設置している。利用状況を踏まえ、必要に応じて指定管理者で追加設置し、救急対応に努めること。

3. 利用の指導

3.1 施設利用方法の指導

テニスコート等の有料施設及び園内施設等の利用方法の指導を行う。特に安全 利用を重視し、危険行為や迷惑行為の防止を図る。

3.2 施設利用予約等について

窓口受付の他、利用者がインターネット回線等により公園施設の利用予約が可能なシステムを導入すること。

4. 利用料金等の徴収

兵庫県立都市公園条例(以下「条例」という。)及び兵庫県立都市公園条例施行規則 (以下「規則」という。)に基づき適切に運営を行う。

利用料金は条例及び規則に基づき徴収する。

適用範囲:

- ① テニスコート
- ② 駐車場

5. 利用の許可

5.1 施設利用の承認

規則第8条に基づき、規則第6条第3項から第6項までの規定に基づく権限は、 指定管理者が行う。

【兵庫県立都市公園条例施行規則第6条(抄)】

第1項、第2項 略

- 第3項 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、有料公園施設の利用の承認をしないものとする。
- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 公園施設又は都市公園の設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障があるとき。
- 第4項 知事は、有料公園施設利用申込書の提出があつた場合において、利用 の承認をしたときは、有料公園施設利用承認書を当該申込みをした者に交 付するものとする。
- 第5項 第1項の本文の場合において、2以上の者から有料公園施設の利用 の申込みがあつたときは、知事は、抽選により施設の利用者を決定し、利用 の承認をするものとする。
- 第6項 知事は、有料公園施設を別に定める競技会等のために利用する場合において、特に必要があると認めるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該施設の利用日の属する年度以前においても利用の承認をすることがある。

5.2 占用の許可及び行為の制限

規則第8条に基づき、都市公園法第7条第6号、条例第4条第1項第4号及び第5号の規定に基づく権限は、指定管理者が行うものとする。

6. 利用の増進及び住民参画の取組

6.1 管理運営協議会の運営

令和2年3月より、赤穂海浜公園の活性化を目的とした管理運営のあり方等について広く意見を聴くため、学識者、地域団体、指定管理者、行政機関からなる「赤穂海浜公園管理運営協議会」を開催している。指定管理者は本協議会の事務局を担うこと。

指定管理者の役割:事務局として日程調整、企画・運営、連絡調整等のコーディネートを行う。なお、運営に係る費用は指定管理者の負担とする

開催頻度:年2回程度

管理運営協議会 HP: https://web.pref.hyogo.lg.jp/whk12/kouwan.html

6.2 参画と協働の推進

本公園では令和2年度より、「イベント募集 グループ活動募集」を行っており、 公園での県民の自主企画運営プログラムやイベント等の運営支援を行っている。 (資料集 募集チラシ、実績)

また、令和 5 年度から、参加者同士で公園の使い方や利活用等のアイディアを 出し、仲間を募りながら実現を目指すプラットフォーム「うみの会議」を試行して いる。(資料集「うみの会議の開催」P. 24)

さらに、令和 5 年度から地域の大学、高校等との連携によるプレーパークを開催している。(資料集「プレーパークの開催」P.25)

指定管理者は、これらの実績を踏まえ、地域の既存活動団体との連携や新規の活動者の発掘、育成、さらに活動団体間のコミュニケーションとネットワークの形成を促すプラットフォームの運営等の取組を進め、参画と協働による公園運営を推進すること。

6.3 参画と協働の推進セクション及びコーディネーター

指定管理者は参画と協働による公園運営を推進するためのセクションを設け、 コーディネーターを1人以上配置すること。

6.4 利用促進事業

指定管理者は、公園の魅力を高め、県民の参画と協働の公園づくりに資する等の公益的な目的のために幅広い層の人を対象に、指定管理事業の利用促進事業を 積極的に実施すること。

利用促進事業とは、指定管理事業の一環で行う、参画と協働又は、利用を促すプログラム・イベントであり、支出が収入を上回る事業である。

令和5年7月に改定された「兵庫県立赤穂海浜公園リノベーション計画」に基づき、指定管理者主催のイベントのほか、当初の提案イベントだけでなく、随時、地域住民やボランティアによる自主イベントを受入れ、県民の自己実現の場を提

供する等、地域一体となった利活用の推進に努めること。このとき、材料代等最低限の費用を徴収することは可能である。

なお、たとえ「支出が収入を上回る事業」であっても、その内容が上記のよう な公益的目的を有しないようなイベント等は、活性化事業(収益事業)として実施 すべきものであり、利用促進事業として実施することはできない。

7. 広報活動

指定管理者は、公園の魅力や存在を発信し公園のストック効果を活かすため、赤穂市 や観光協会、地域の観光施設等情報の地域連携や、内容と機会の充実、多様な利用者に 応じた広報媒体を用いて、効果的な情報発信を行うこと。

8. 施設命名権導入に伴う対応業務

県では、兵庫県立都市公園の管理行為の一環として公園施設を有効に活用することにより、新たな自主財源の確保と県民サービスの向上を図ることを目的としてテニスコート、オートキャンプ場を対象に施設命名権導入の公募を実施している。施設命名権に伴い発生する対応業務について、県と協議のうえ行うこと。県、施設命名権者との連絡調整を綿密に行い、付与された権利の運用を適切に行うとともに、スポンサーメリットが最大限発揮されるよう努めること。

9. 広告誘致に伴う対応業務

県では、兵庫県立都市公園の管理行為の一環として公園施設を有効に活用することにより、新たな自主財源の確保と県民サービスの向上を図ることを目的として広告誘致を検討している。今後、広告誘致の公募等をする際には県と指定管理者が一体となって、広告掲載の獲得に努めること。広告料は、県と指定管理者が各々1/2の収入とする。

10. 運動施設の特別利用

運動施設の特別利用については、兵庫県立都市公園条例施行規則第6条第6項に基づき、指定管理者が運用を定めている。現指定管理者においては、前年度に利用承認を行っていることから、令和7度の運用に当たっては、引き継ぎを行い、適正な運営を図ること。

11. 園内の他の管理者との連携・協力について

園内の塩の国(赤穂市管理許可施設)、赤穂市立海洋科学館(赤穂市設置管理許可施設)については、指定管理者の管理対象外施設であるが、地域全体の活性化を視野に入れ、相互に連携・協力し、共同のイベント開催やPR等、本公園全体の利便性向上及び利用促進を期待する。

Ⅱ-3 緊急時の対応

1. 災害・事故への対応

公園施設を常に良好な状態に保ち、気象情報等に注意して災害・事故の未然防止・最 小化に努め、災害・事故発生時においては、適切かつ迅速な対応を行う。

また本公園は、県及び赤穂市の地域防災計画において広域防災拠点として位置付けられていることから、地震・台風・その他の災害が発生し、本公園を物資集配及び集結、宿泊基地の拠点として使用する必要があると県が判断したときは、指定管理者はこれに協力すること。

事故等の発生により、地元自治体等から本公園施設の緊急離発着場(ヘリポート)等 の活用にかかる要請があった場合、これに適切に対応すること。

第1節 災害への対応

1.1 防災対策マニュアルの策定

台風、豪雨、地震、津波、火災等の緊急時に適切かつ円滑な対応を行うため、 防災対策マニュアルを県の承認を得て策定し、緊急時においては基本的にこのマ ニュアルに基づき行動すること。

〔内容〕防災体制、連絡体制、職員行動計画、災害時の措置、二次災害の防止等

1.2 災害時の措置

- ①県から発令される指令・指示に従うものとする。
- ②緊急点検を実施し、被災状況と危険箇所を把握し速やかに点検結果をとりまとめ、県に報告すること。災害予算等の資料作成等に協力を行うこと。
- ③人命の安全確保を優先し、二次災害の防止に努める。
- ④二次災害の防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合においては、あらかじめ県の意見を聞かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- ⑤前項の場合においては、そのとった措置の内容を県に直ちに報告しなければな らない。

1.3 災害復旧

- ①危険回避のために必要な場合は最低限の範囲で速やかに応急対応を行うこと。
- ②災害復旧のための実施協力を行うこと。

第2節 事故への対応

2.1 事故対策マニュアルの策定

事故、急病、けが、事件等が起こった場合に、適切かつ速やかな対応を行うため、あらかじめ事故対策マニュアルを県の承認を得て策定すること。

〔内容〕人命の安全確保を優先、連絡体制、職員行動計画、事故時の措置等

2.2 事故時の措置

- ①重大な事故(公園施設に起因する 30 日以上の治療を要する重傷者又は死者の 発生する事故)については、必ず県に報告、その他の事故については適宜報告 する。
- ②事故が発生したときは、直ちにその状況を把握し、人命の安全を優先した最善 の処置をとらなければならない。
- ③事故防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要であると認められるときは、あらかじめ県の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- ④前項の場合においては、そのとった措置の内容を県に直ちに報告しなければな らない。

2.3 訓練 • 予防

- ①緊急時に際して適切、円滑に行動することができるよう、防災訓練、消火訓練、 人命救助訓練等を行う。
- ②夜間パトロールの実施や無許可のたき火等の危険行為に対しての注意の喚起等、災害・事故の予防対策を講じる。

2. 警備

防犯、火災監視、設備監視のため、管理事務所、クラブハウス、オートキャンプ場センターハウス等の夜間及び休業日の警備を行うこととして、警備実施計画を県へ報告すること。

3. 損害保険への加入

3.1 第三者損害保険への加入

事故の原因が公園施設そのものの欠陥の場合は県の責任となるが、管理の瑕疵による場合は、別途締結する管理協定書の定めにより指定管理者の責任になるので、下記と同等以上の損害賠償保険に加入すること。

また、施設の利用者に対しては、事故を防止する対策を求めるとともに、施設の機能や性能を考慮し、都市公園の管理上、指定管理者が必要と判断する場合には、損害保険に加入すること。

(内容) 公園等総合責任賠償責任保険

対人賠償 1人につき1億円 1事故に付き3億円 対物賠償 1事故当たり 500万円

3.2 建物共済への加入

指定管理者は、公園施設について、県の定める額をもって県を受取人とする建 物共済に加入すること。

Ⅲ 活性化事業(収益事業)

Ⅲ-1 事業概要

1. 活性化事業(収益事業)の定義及び趣旨

活性化事業(収益事業)とは、「段階投資型長期指定管理事業」の特徴的な事業であり、都市公園法及び兵庫県立都市公園条例で認められた範囲で、指定管理者が県知事の許可を得て公園内において自らの資金と責任で行う事業であり、施設整備(公園施設の設置)を伴う収益事業、既存施設の機能向上するための収益事業及びソフト事業により構成される。

指定管理者には、新たな公園の魅力となる施設の新規整備や、既存施設の機能を向上する改修、様々なイベントの実施、その他公園利用者のニーズに応える新しい公園サービスの積極的な提案を求める。

また、長期の事業になるため、恒常的な公園魅力の維持・向上の観点から、期間中の段階的な投資や初期投資施設のリニューアル等への提案を求める。

合わせて、質の高い維持管理、管理運営等を実施することにより相乗効果で公園全体の 魅力向上を図るため、活性化事業(収益事業)の収益の50%を用いて「魅力アップ事業」 を行うこととする。

2. 指定管理事業との関係性

この事業は指定管理事業には含まれないため、本事業を行うために、県が支払う指定管理料、利用料金収入及び利用促進事業収入を充てることはできない。

Ⅲ-2 事業内容及び実施条件等

新規の公園施設の設置や既存施設の機能を向上させる活用、イベントの開催等による 公園利用者のニーズに応える新しい公園サービスの積極的な提案を求める。なお、原則第 1期事業計画に係る投資に関する提案内容の履行は必須とする。

また、長期の事業になることから、事業収益の一部を用いた期間中の段階的な投資や初期投資施設のリニューアル等への提案を求める。

提案内容については、「応募資料作成要領」に基づき作成するとともに、以下の条件に 整合したものとすること。

また、公園のゾーン毎に条件が異なるため、資料集「各エリアの条件図」(P. 27) を参照し、提案については、これを遵守した内容とすること。

事業内容の例を資料集「活性化事業(収益事業)展開のイメージ」(P.43)に記載している。事業内容については、「活性化事業(収益事業)展開のイメージ」に掲載するもの以外であっても、事業方針に合致するものであれば、自由に提案可能とする。

なお、指定期間中に県による遊具の新設等、収益施設に関連する施設の設置・改修等が 発生する場合がある。その場合は県との調整に真摯に対応すること。

活性化事業の内容により指定管理事業を含む管理水準書の変更が必要な場合は、県と協議のうえ、本管理水準書を見直す場合がある。

1. 施設整備(公園施設の設置)を伴う収益事業

公園の魅力向上や利用者サービス向上に資する新規の公園施設(以下、「収益施設」という。)の設置及び管理運営を行うこと。

1.1 実施条件

- ①各エリアの区域、条件については、資料集「各エリアの条件図」(P.27) を参照すること。
- ②「提案必須エリア」においては、必ず第1期より指定管理者の投資による収益施設の設置及び管理運営を行うこと。なお、20年の指定期間中に「提案必須エリア」において追加投資を行い、収益施設の更新、増設等を行うことは可能とする。
- ③「提案任意エリア」においても、指定管理者の投資による収益施設の設置及び管理 運営に係る提案を求める。
- ④新たに収益施設を設置し、管理運営を行う場合は、法第5条及び条例第11条に基づく公園施設の設置管理許可を県から受けて実施すること。また、収益施設の面積に応じた設置許可使用料を県に納付すること。なお、直接的に収益につながらない施設や往来部等の従来の公園利用(公園管理者の許可を受けず自由に使用できる一般使用)に制限が生じない部分については、使用料納付対象とならない場合がある。
- ⑤新たに収益施設を設置する場合、従来の公園利用に制限が生じる可能性があることから、公園の自由利用について制限が最小限となるよう努めること。また施設配置は現状の公園全体の利用者動線に十分配慮すること。
- ⑥新たに設置する収益施設は、建築基準法等各種関係法令等の規定を順守するとと もに、外観等は公園の景観に配慮したものとすること。なお、収益施設の設置に際 しては構造や景観デザイン等の詳細について、県と事前協議を行うこと。
- ⑦新たに設置する収益施設は、兵庫県福祉のまちづくり条例(平成4年兵庫県条例第37号)に適合し、バリアフリー及びユニバーサルデザインに十分配慮すること。
- ⑧新たに設置する収益施設は、県の許可なく第三者への譲渡することは禁止とする。 なお、第三者に使用させる場合については、指定管理者の責任の下、指定管理期間 終了時に現状復旧できる条件のうえで使用させること。
- ⑨設置許可に係る権利を第三者に譲渡し、もしくは転貸し、又は担保に供することは 禁止とする。
- ⑩「県整備エリア」は、県が修景整備等を実施する。「県整備エリア」の整備内容と「提案必須エリア」における提案内容が相互に影響が生じると認められる場合については、県と指定管理者で設計協議を行い、調整を図るものとする、極力、県の整備内容について、過度な設計変更及び整備費の増加が生じないよう配慮すること。資料集「県整備エリアの概要」(P.46)に「県整備エリア」における現時点で予定している整備内容及び整備スケジュールを掲載している。
- ⑪「施設整備(公園施設の設置)を伴う収益事業」を行うにあたり、新たに電気、ガ

ス、上下水道等のインフラ設備が必要となる場合、原則として指定管理者の負担により整備すること。また、キュービクル等、付帯設備の新規設置や増設等が必要な場合についても、原則として指定管理者の負担により行うこととする。

やむを得ず既存の施設から供給する必要が生じた場合は、県の承諾を得たうえで、 電気、通信、水道及びガスについては、子メーターの設置等により使用料が明確に なるよう配置を計画し、整備を行うこと。

なお、既存の電気、ガス、上下水道等のインフラ設備の配置や容量、留意事項等については、資料集「インフラ設備について」(P. 29)を参照すること。

- ②事業計画書の提案について、県は全て実施の承認するものではなく、実施できない 又は必要に応じて内容の一部変更等を求める場合がある。
- ③応募時の事業提案書に記載がない事業を実施する場合、又は、各期の途中に提案した事業計画を大きく変更する場合は、外部評価委員会を開催し、委員の意見を受け県の承認のもと実施するとともに、P.32「4. 県民意見の聴取及び周知等」に沿って実施すること。

1.2 原状回復

・指定期間の満了又は指定の取消しにより、指定管理業務が終了したときは、県と指 定管理者が協議のうえ、県が整備した既存公園施設の現状を変更し、又は破損若し くは汚損した部分並びに新たな公園施設を、県が定める期間までに指定管理者の 負担で原状回復すること。なお、県の承認を受ける等、特別な事情が発生した場合 はこの限りでない。

1.3 保証金

- ①指定管理者は、本事業から生じる全ての債務の担保として、指定管理者が所有する 施設等の撤去・処分費に相当する額を、県に保証金として預託すること。
- ②保証金は、公園施設設置許可期間中、県が無利息で預かり、許可期間の満了又は解除に際し、指定管理者による原状回復が完了した後、必要な支払経費等があれば、 その弁済に保証金を充当した残額を返還する。
- ③保証金の納入時期は着工前とし、具体的な時期については県との協議により決定する。
- ④保証金の算出方法は下記の通りとする。

保証金=収益施設延床面積×単価

※単価は1,000円/㎡ (簡易工作物) ~25,000円/㎡ (鉄筋コンクリート) を 想定しているが、収益施設の構造等を踏まえ、県との協議により決定する。

2. 既存施設の機能向上のための収益事業

現在、本公園内に設置されている既存施設の機能を向上させる事業を実施すること。なお、施設整備を伴う場合の条件は「1.施設整備(公園施設の設置)を伴う収益事業」の実施条件、原状回復、保証金に準ずることとする。

第1節 オートキャンプ場の管理運営

オートキャンプ場については、指定管理者が管理運営を行うこと。また、運営を行う際は、県に対して旅館業法に基づく許可申請が必要となることから、指定管理者は引継期間中(1月~3月)に許可申請を行い、4月1日から営業を行うこと。

1.1 実施条件

- ①既存施設を活用した管理運営の内容について提案すること。なお、指定管理者の投資による既存施設の改修・増設等に関する提案も期待する。ただし、改修等の内容については、提案に基づき県と指定管理者で設計協議を行い、決定する。
- ②管理運営の対象となる範囲は、資料集「オートキャンプ場の管理許可対象範囲」 (P. 16) に掲載している。

第2節 遊園地、飲食施設、テニスコート等既存施設の利活用

既存施設の機能を向上させる利活用、改修等を行うことを期待する。

2.1 実施条件

- ①既存施設の機能向上を図る管理運営や指定管理者の投資による既存施設の改修、 増設等に関する提案も期待する。ただし、改修内容については、提案に基づき、県 と指定管理者で協議を行い、決定する。
- ②提案可能な場所・エリアや制限については、資料集「各エリアの条件図」(P.27)を参照すること。

2.2 遊園地の管理運営に当たっての注意事項

- ①遊園地(名称:わくわくランド)は、(公財)兵庫県園芸公園協会が設置管理許可を受けて管理運営している施設である。
- ②指定管理者は、(公財) 兵庫県園芸・公園協会から施設を賃借し、運営・活用する ことが可能である。賃借条件等については、直接(公財) 兵庫県園芸・公園協会と 協議すること。

3. ソフト事業

本公園が有するポテンシャルを最大限に発揮し、公園の活性化や利用者サービス向上 に資するイベントやプログラム等を展開・誘致すること。

第1節 イベント・プログラムの企画運営

- 実施条件
 - ①提案に当たっては、事業内容、期間、頻度等がわかるよう記載すること。

②ソフト事業を実施するに当たり、都市公園法第6条及び兵庫県立都市公園条例第4条に基づく許可申請が必要となる。許可申請に伴い兵庫県立都市公園条例第11条に基づく使用料を納付すること。

第2節 その他の設置許可施設の管理事業

本公園には、利用者のサービス向上を図るため、自動販売機が設置されている。

- 実施条件
 - ①指定管理者が継続して設置することが可能である。
 - ②継続設置に当たっては、新たに都市公園法第5条に基づく許可申請が必要となる。

4. 魅力アップ事業(収益金の還元)

活性化事業(収益事業)の収益の 50%については、県へ納付すること。納付された収益金(魅力アップ経費という)は、持続的なパークマネジメントの実現や事業方針に基づき、指定管理者が管理水準を超える質の高い管理運営等に充てる。

魅力アップ経費は赤穂海浜公園における下記 2 項目に充てることを想定しているが、 その内容及び金額について提案を求める。

納付は、事業報告書等により収支が確定した後、収益金の納付を行う。そのため、最終的な実施内容及び金額は提案を基本とし、年度毎に県との協議により決定する。

なお、最終年度分の納付は次年度に行うこととする。

<環元内容>

① 指定管理事業の高質化

管理水準を超えるより高質なサービスや公園施設の管理。

< 指定管理事業の高質化のイメージ>

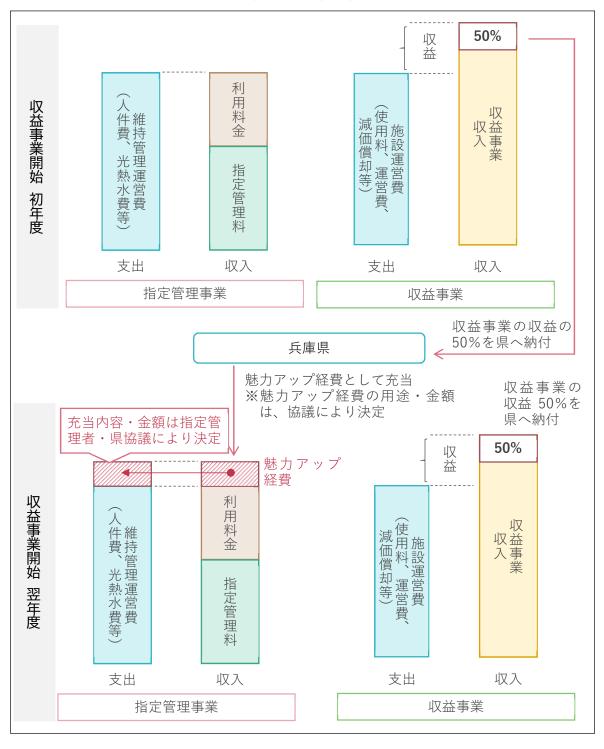
- 1) 広報、利用促進事業の強化
- 2) ソフト事業の充実
- 3) 参画と協働の推進の強化
- 4) より魅力的な花卉等の更新
- 5) 自然資源の環境改善(赤湖の塩性湿地や県民の森の樹林地等)
- ※自然資源の環境改善(赤湖の塩性湿地や県民の森の樹林地等)の実施方針は、「リノベーション実施計画」を参照すること。

② 公園施設の新設及び修繕等

休憩施設・標識等の充実(休憩所や案内サイン、日除け、ベンチの新設・改修等) や便益施設のリニューアル、公園施設の新設、既存公園施設の中規模・大規模修繕等。

※収益金の還元により設置したベンチ等の施設の所有権は、指定管理期間中は指定 管理者の所有とし、指定管理期間終了後は県との協議のうえ、撤去又は県への寄 付とする。

収益金の還元の流れ



Ⅲ-3 収益事業への段階的投資の考え方

本事業では、期間中の段階的な投資や初期投資施設のリニューアル等への提案を求める。

段階的投資の方法については、以下のような事項を想定しているが、これによらず、より良い方法を提案することが可能である。

※段階的投資のイメージ

- 1) 収益施設のリニューアル(増設、内装の改修等)
- 2) 設置時期をずらした新たな収益施設の設置
- 3) 既存施設への追加投資
- 4) ソフト事業等の充実・追加実施

上記はあくまでイメージであり、提案内容を制限するものではない。

Ⅲ-4 留意事項

提案及び指定管理者として活性化事業(収益事業)を行うに当たっては、以下の事項に 留意し、必要な手続、及び措置を行うこと。

1. 責任の所在

活性化事業(収益事業)は、指定管理者が責任をもって遂行し、施設設置等に係る費用は全て指定管理者の負担とする。業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自らの責任の下、対応すること。また、施設設置等に係る法的諸手続(建築確認申請等)は、指定管理者にて行うこと。

提案内容に対しては、事前に建築基準法等各種関係法令等の規定を十分確認のうえ、実現可能な提案内容とすること。関係自治体による建築基準法に基づく建築確認その他の事由により、提案内容に関する変更が生じた場合であっても、県と協議のうえ、事業計画の変更を行い、事業を実施すること。

2. 使用料の納付

本事業を行うに際しては、都市公園法第5条、第6条又は兵庫県立都市公園条例第4条に基づく許可申請が必要となる。許可申請に伴い兵庫県立都市公園条例第11条に基づく使用料の納付が必要となる。使用料の額については、募集要項「使用料」(P.38)を参照すること。

3. 処分制限対象施設の扱い

本公園には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年 8 月 27 日 法律第 179 号)で定める処分制限対象施設があり、当該施設を撤去・改修する場合は、県 と協議が必要となる。 処分制限対象施設の詳細については、資料集「公園施設一覧」(P. 49)を参照すること。

4. 県民意見の聴取及び周知等

事業計画で提案のない施設の新設、改修、廃止に当たっては、「県立都市公園のあり 方検討会」の定めた事業スキームにより、管理運営協議会への説明、県民からの意見聴 取、HPでの情報発信が必要となる。手続の詳細については、資料集「施設新設・改修時 のルール」(P.45)を参照すること。

5. 実施計画書の承認

提案した活性化事業(収益事業)の実施については、別途、実施計画書にて毎年県知事の承認が必要となる。なお、承認後の利用促進事業への変更は認めない。また、活性化事業(収益事業)として、公園施設を設ける場合の設置場所については、県との協議を踏まえ、最終決定することとする。

Ⅳ その他

Ⅳ-1 各種計画の立案

1. 赤穂海浜公園段階投資型長期指定管理事業計画の立案

- ① 指定管理者は、指定管理事業及び活性化事業に関する指定期間 20 年間の赤穂海浜 公園段階投資型長期指定管理事業計画(以下、全体計画)における全体計画書を作 成し、県と協議のうえ、県が定める期日までに提出すること。
- ② 全体計画書内では、事業全体の管理運営方針や平等利用の方針、管理運営体制、指定管理事業計画、活性化事業計画(魅力アップ事業計画含む)、モニタリング計画、収支計画等について記載すること。
- ③ 指定管理事業計画では、公園全体の指定管理事業方針や実施内容等について記載 すること。
- ④ 活性化事業計画では、活性化事業の事業方針や事業実施スケジュール、実施内容等 に加え、魅力アップ事業の実施内容等について記載すること。
- ⑤ モニタリング計画では、管理運営方針の達成状況等を把握するため、定量的評価に加え、定性的な評価を用いて、総合的に評価する方策及び目標値を設定すること。なお、5年毎に実施する外部評価委員会時に検証可能な設定とし、利用者ニーズを的確に把握し、適切に事業内容へフィードバックする仕組みを記載すること。

2. 各期計画の立案

- ① 指定管理者は、指定管理事業及び活性化事業に関する指定開始後5年間の第1期 計画を作成し、県と協議のうえ、県が定める期日までに提出すること。
- ② 5年目以降の計画は、各期の4年目に開催される有識者で構成される外部評価委員会において、これまでの管理運営実績の報告とともに次期計画案(5年)及び全体計画(残期間)の提案を行い、その評価を踏まえ、県と協議のうえ作成し、定める期日までに提出し、県の承認を受けること。

3. 実施計画の立案

指定管理者は、指定管理事業及び活性化事業に関する各年度の実施計画書を作成し、 県と協議のうえ、県が定める期日までに提出すること。

4. 各種計画の構成

各種計画の構成

赤穂海浜公園段階投資型長期指定管理事業計画(全体計画) (20 年)

1. 方針

- ・事業全体の管理運営方針
- ・平等利用の方針

2. 体制

·管理運営体制 等

3. 計画

- ・指定管理事業計画 20年間の指定管理事業の方針、内容
- ・活性化事業計画(魅力アップ事業含む) 20年間の活性化事業の方針、事業スケジュール、内容
- ・モニタリング計画
- ・収支計画

各期計画 (5年)

- ・各期指定管理事業計画5年間の指定管理事業の方針、内容、体制、業務計画、収支予算案 等
- ・各期活性化事業計画(魅力アップ事業含む) 5年間の活性化事業の方針、事業スケジュール、内容、体制 等

実施計画 (1年)

- ・指定管理事業実施計画1年毎の指定管理事業の方針、内容、体制、業務計画、収支予算案
- ・活性化事業実施計画(魅力アップ事業含む) 1年毎の活性化事業の方針、事業スケジュール、内容、体制 等

Ⅳ-2 事業の評価及び県への報告

指定管理者は、指定管理事業計画及び活性化事業計画(魅力アップ事業含む)に定める事項を適切に履行するとともに、計画に基づき県民サービスが提供されているかモニタリングを行い、業務の履行状況及び自己評価の結果を県に報告すること。

本業務の評価は指定管理者による自己評価に加えて、施設所管課による総合評価、外部の有識者による外部評価の3種類の評価により多角的に行い、評価結果は県ホームページで速やかに公表し、公の施設の管理運営状況に関する透明性を確保する。

指定管理者は、評価結果を踏まえ継続的に業務の改善を図る仕組みを整備すること。 なお、県は必要に応じてその管理する施設に立ち入って実地に調査し、又は必要な指示を行うことがある。

1. モニタリング計画の策定

事業全体の管理運営方針及び指定管理事業並びに活性化事業(魅力アップ事業含む)の実施状況等を把握するため、計画を作成すること。なお、モニタリングは定量的評価に加え、定性的な評価を用いて、総合的に評価する方策及び目標値を設定すること。また、調査実施は、原則として指定管理者自身の裁量で実施できる内容で検証可能な内容とし、モニタリング計画は、事業開始前に県と協議のうえ、決定する。

① 指定管理事業に関するモニタリング

指定管理事業に関しては「指定管理者に関するガイドライン」「指定管理者制度導入施設のモニタリング評価」に基づき、維持管理、運営、利用状況、収支状況、運営体制等の管理運営に関する評価を実施すること。なお、当ガイドラインに基づき、公園に対する県民ニーズを的確に把握し、県民サービスの向上に生かすため、利用者満足度調査を実施すること。なお、ガイドラインの変更等にも、柔軟に対応すること。

加えて、指定管理者自ら事業の実施方針の達成状況等を把握するため、モニタリング項目や方策を提案することも可能とする。

(過去のアンケート実施数)

ア 公園利用アンケート:200人(通年)

イ イベントアンケート:200人(原則2回:春、秋のイベントで各1回)

ウ 施設アンケート:合計 100 人程度(通年)

(ガイドライン等) HP: https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk23/pa06_00000001.html

② 活性化事業(魅力アップ事業含む)に関するモニタリング

活性化事業の実施方針の達成状況等を把握するため、モニタリング項目や方策を策定すること。モニタリング項目は、上記ガイドラインの項目を参考に、指定管理者自ら必要な項目を設定すること。

③ 必須モニタリング項目

本事業開始前からの利用者数を継続して把握するため、必須モニタリング項目として指定管理者は、毎年度下記の調査を実施し、報告すること。

ア 日有料施設利用者数の把握

日毎の有料施設の利用者数(駐車台数含む)を把握すること。

イ 日入園者数の把握

アを基準に、必要に応じ目視による調査を行うとともに、既存過去データも参考にして、入園者数を把握すること。

2. 県への報告

① 四半期報告

指定管理者は、四半期毎に指定管理事業及び活性化事業の事業実施状況を県に報告すること。

② 年度事業報告

指定管理者は、会計年度終了後、50 日以内に年度事業報告書を作成し、提出すること。 年度事業報告書では、指定管理事業の実績(維持管理、運営、利用状況、収支状況、運営 体制等)、活性化事業の実績(指定管理者が独自に項目設定、魅力アップ事業含む)、モニ タリング結果を記載すること。また、収支状況については、指定管理事業及び活性化事業 を合わせた事業全体の収支状況も報告すること。

③ 総合評価

県は、年度毎に指定管理事業の水準及び活性化事業の効果・継続性・公平性等を確認するため、年度事業報告書の結果等に基づき、総合評価を行う。

総合評価の実施後、原則指定管理者と面談(対面又はオンライン)を行い、評価結果をフィードバックするとともに、さらなる業務の改善や県民サービスの向上等を目的とした意見交換等を実施する。

なお、総合評価の結果、指定管理業務が管理水準書や協定に定める基準を満たしていないと認められるときは、県は必要な改善措置を講じるよう指示する。

④ 各期事業報告

指定管理者は、各期の4年目(令和10年度、令和15年度、令和20年度及び令和25年度)の県が指定する期日内(第4四半期目処)において、報告年度を含む過去5年間(第1期のみ過去4年間)を総括する指定管理事業及び活性化事業の各期事業報告書を作成し、提出すること。

各期事業報告書に記載する内容は、年度報告書と同じ項目を基本とするが、県が求める 内容にも柔軟に対応すること。

⑤ 外部評価及び次期計画の評価・承認

事業開始と同時に指定管理事業の水準及び活性化事業の効果・継続性・公平性等を確認するため、外部評価委員会を設置し、年度事業報告書や実地調査の結果等に基づき、実績確認を行う。また、令和10年度、令和15年度、令和20年度及び令和25年度に、指定管理者が提出する各期事業報告書を基に外部評価委員会を開催し、その結果を公表する。

外部評価の結果、指定管理業務が管理水準書や協定に定める基準を満たしていないと認められるとき、もしくは、全体計画、指定管理事業計画及び活性化事業計画に定める事項の履行が困難と認められるときは、評価の判断に基づき、県は必要な改善措置を講じるよう指示する。

また、外部評価時には、次期計画案及びそれを反映した全体計画案を提出し、外部委員から意見を受け、その後、これまでの実績評価や委員の意見を踏まえて県との協議のうえ、次期計画、全体計画を立案し、県の承認を受けるものとする。

なお、各期の途中で提案した事業計画を大きく変更する場合、その他県が必要と認める場合は外部評価委員会を開催し、委員の意見を踏まえて県との協議のうえ、県の承認を受けるものとする。

⑥ 最終報告

指定期間満了の翌年度(令和27年度)に、事業を総括した最終報告書を速やかに作成し、提出すること。最終報告書の内容は、全体計画に対する評価を行い、評価項目については、各期事業評価に加え、県から求める項目とする。

また同年度に県による評価及び最終外部評価委員会を開催し、その結果を公表する。

3. 指定管理者への罰則

「総合評価」及び「外部評価」に基づき、県が行う指示に反し、改善が見られない場合、 臨時の外部評価委員会を開催したうえで、指定管理者に以下の全て、もしくは一部の罰則 措置を講じる。

- ① 次回の指定管理者選定(公募)時の評価へ反映
- ② 違約金の支払い
- ③ 管理業務の全部又は一部の停止
- ④ その他、協定書で締結した内容

また、著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるときは、県は指定管理者の指定を取消すことがある。

4. モニタリング結果のフィードバックの仕組み

モニタリングの結果を適切に事業内容へフィードバックする仕組みを整備すること。

5. その他の報告

- ①指定管理業務開始に先立ち、園内及び公園施設の確認を行い、公園台帳との異同等現 状を県に報告する。
- ②各報告事項は、所定の様式に基づき作成し、県に提出する。

• 日報:

利用状況、維持管理作業等の状況について、日報を記録し、県の求めに応じ報告できるように整理を行う。

月報:

入園者数、有料施設等の利用状況及び維持管理作業状況を所定の様式に基づき報告、提出すること。

- ・苦情、要望等の特別な事項については県へ報告すること。
- ③指定管理者が実施する施設修繕等により、公園台帳に変更が生じる場合は、「施設台帳等の作成の手引き(兵庫県土木部)」により台帳の修正を行い、「施設台帳等作成チェックリスト」とあわせて業務完了時に成果品として県に提出すること。

Ⅳ-3 県への損害賠償

指定管理者が業務遂行に当たり、県に損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

Ⅳ-4 法令等の遵守

本業務を実施するに当たり、法令及び条例等を遵守すること。なお、これらに基づく許認可等が必要な場合は、指定管理者がその許認可等を取得すること。